地区薬剤師会 学校薬剤師担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会より通知がありましたので、貴会会員学校薬剤師を はじめとする関係者への周知をよろしくお願いいたします。



日薬業発第69号 令和3年6月2日

都道府県薬剤師会 学校薬剤師担当役員 殿

> 日本薬剤師会 担当副会長田尻泰典

新型コロナウイルス感染症への対応について(学校薬剤師編:その15)

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省より示された 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(Ver. 6)」(2021年4月28日付改訂版)、につきましては、内容が5月14日付で一 部追記された旨先般ご案内しておりますが、今般5月28日付で、亜塩素酸水の 取扱いに関する内容を改めて一部修正した旨、文部科学省より関係諸機関宛に 送付されましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、貴会学校薬剤師会員をはじめとする関係者に、今般の修正に つきご周知賜りますと共に、本マニュアルの引き続きのご活用につき、ご高配 の程よろしくお願い申し上げます。

記

送付資料:

- ○「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ~「学校の新しい生活様式」~(2021.4.28 Ver.6)」の一部修正について
- ○2021.4.28 改訂_「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~(2021.4.28Ver.6)」(2021.5.28 一 部修正)
- (参考)【*Ver. 5 以降の修正箇所を赤字で表示】 2021. 4. 28 改訂_「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理 マニュアル~「学校の新しい生活様式」~(2021. 4. 28Ver. 6)」(2021. 5. 28 一 部修正)

以上

